

## 【EU】「強化された協力」の初適用—国際離婚—

海外立法情報調査室・植月 献二

\* 欧州連合(EU)には、「強化された協力」という仕組みがある。加盟国間の相互協力案件について、合理的な期間内に EU 全体の合意を達成することが不可能と判断される場合に、これに合意する国々のみを拘束して実施可能とする仕組みである。この規定は、これまで適用事例がなく、2010 年 7 月に、国際離婚に適用する法に関する規則案に初めて適用されることになった。

### 「強化された協力」

「強化された協力（Enhanced Cooperation）」（様々な訳があるが、以下「強化協力」）は、EU 条約第 20 条及び EU 運営条約第 326 条から 334 条に、その目的、要件及び手続が規定されている。EU の非排他的権能の枠内で加盟国が相互協力を確立しようとするが、合理的な期間内に EU 全体の調整が困難であった場合に、後述する一定の手続に基づいて強化協力が適用される。これは、強化協力に参加する国々のみを拘束する法規を制定するもので、EU の条約及び EU 法を尊重して採ることのできる最終手段であり、EU の目的を追求し、その利益を守り、その統合を強化する目的でなされる措置である。それゆえ、この仕組みは、強化協力に参加しない他の加盟国の管轄権や義務を尊重するもので、強化協力への参加は常にそれらの国にも開かれている。

手続は次のとおりである。まず、強化協力を確立しようとする 9 か国以上の各加盟国は、その範囲と目的を特定して欧州委員会に対して申請を行う。これを受けて欧州委員会は、その趣旨を反映した提案を閣僚理事会に対して行うことができる。閣僚理事会の全構成員はその審議に参加することができるが、議決権は強化協力を確立しようとする当該国に限定されている。なお、欧州議会の同意も必要とされている。

### 国際離婚

強化協力の仕組みは、これまで、一度も適用されたことがなかったが、EU は、初めて、国際離婚に適用される法令の問題を対象に、これを発動した。

欧州委員会によれば、EU における婚姻は約 1.2 億件で、その約 13%が国際結婚であると見られている。2007 年には、100 万件以上の離婚があり、そのうち 14 万件が国際的夫婦であったという。ここで国際的夫婦とは、双方が異なる国籍を持つ又は同国籍であっても他国に在住する若しくは別々の国に別居する配偶者のことである。

2010 年 2 月から欧州委員会の司法・基本的権利・市民権担当としてこの問題を担当しているビビアン・レディング副委員長によれば、毎年、何千という夫婦が、離婚のときにどの国の法令の適用を受けるのかが不明で困っているという。一方の配偶者が、勝手に本人が有利となる国の法令の下で訴訟を起こして（いわゆる「法廷地漁り」）、結果的に強い者が「より弱い配偶者」に不公平を強いることも多いという。

欧州委員会が、初めてこの問題に関する規則の提案を行ったのは、2006年7月のことであった。こうした国際親族法の規則案について、EU 運営条約第 81 条第 3 項は、閣僚理事会が欧州議会に諮問したのちに全会一致で議決するものと規定している。

提案は 2 年間検討された。しかし、宗教的理由などで離婚に対して厳しい対応をとる国々も多く、2008 年 6 月、ついに閣僚理事会は、その時点及び近い将来においても、ニース条約の求めている全会一致の合意を得ることは不可能だと判断するにいたった。このような状況の中で、同年 7 月、ギリシャ、スペイン、イタリア、ハンガリー、ルクセンブルグ、オーストリア、ルーマニア及びスロベニアの 8 か国は、欧州委員会に対し、この課題に関する強化協力を確立したい旨を申し出た。（注：当時はニース条約で 8 か国以上が要件とされていたが、リスボン条約で 9 か国となった。なお、後に参加申出国は増える。）

欧州委員会はこれを受け、関連条項に改定があったリスボン条約の発効後の 2010 年 3 月 24 日、「離婚及び法的離別への適用法の問題に関する強化協力を実施する閣僚理事会規則案」（以下「規則案」）を策定し、3 月 26 日に閣僚理事会に提案し、同時に欧州議会にも送付した。6 月 3 日に開催された司法内務担当閣僚理事会は、この規則に対して特定多数で次の合意に達した。すなわち、同理事会は、この分野における強化協力を認可する閣僚理事会決定に合意し、同時に、規則案についても、その内容の重要な点に関する同理事会の考え方を文書で提示し（10153/10）、問題点に関して更なる検討を要請することとした。これら合意文書は、規定に従って欧州議会に送付され、6 月 16 日の本会議において同意された。これを受け、7 月 12 日、閣僚理事会は強化協力認可の決定を最終的に承認した（公布は 7 月 22 日（2010/405/EU））。

規則案によれば、今後、強化協力参加国において離婚しようとする国際的夫婦に適用する法令は、①現在居住している国、②直前に居住し、かつ、一方の配偶者がまだ居住している国、③一方の配偶者が国籍を有する国、④訴訟が持ち込まれた裁判所の所属国の中から、両者署名の文書をもって選択されなければならない。両者の合意が得られない場合は、上述の選択肢がその順番で適用される。

これにより、法的安定性及び柔軟性が担保され、離婚協議の際に弱者が保護され、こうした軋轢による子どもへの負担が軽減されることが期待されている。

なお、当該強化協力の参加国は、当初申請国の 8 か国に加え、新たにブルガリア（2008 年 8 月）、フランス（2009 年 1 月）、ドイツ及びベルギー（2010 年 4 月）、ラトビア及びマルタ（2010 年 5 月）並びにポルトガル（2010 年 6 月）の 7 か国が加わり、ギリシャが脱退したために、14 か国での発足となった。今後、これらの参加国で検討を進め、全会一致の合意をもって、この規則の明確なルールが制定されることになる。未参加の国々も今後参加することが可能である。

参考文献（インターネット情報は 2010 年 7 月 16 日現在である。）

- ・ “PRESS RELEASE 3018th Council meeting Justice and Home Affairs Luxembourg, 3-4 June 2010,” PRES/10/161, 3.6.2010. <[http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=](http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=PRES/10/161&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en)  
[PRES/10/161&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en](http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=PRES/10/161&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en)>